# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

### 秋田国民年金 事案 814

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年3月まで

A市町村のB出張所から国民年金保険料の未納通知書が届いたので、その通知書を持参して、同出張所で保険料を一括で納付した。

未納は無いはずなので、申立期間について、国民年金保険料を納付して いたものと認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「A市町村に父親と一緒に住んでいた当時、国民年金保険料の未納通知が届いたので、一度だけ、遡って納付した記憶がある。」と主張しているところ、i)申立人が所持するC都道府県が発行した年金手帳には、発行日が昭和 47 年 9 月 18 日と記載されていることから、申立人は同日に加入手続を行い、申立期間について遡及して資格を取得したことが確認でき、当該加入手続を行った時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であること、ii)D年金事務所では、「申立期間当時、資格取得者に納付可能な過年度保険料の未納期間がある場合、過年度納付書を発行していたと思われる。」と回答していること、iii)国民年金被保険者名簿から、申立人がA市町村で納付した 47 年 4 月から 54 年 1 月までの保険料は、全て現年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成15年9月から同年12月までの期間及び16年4月から同年9月までの期間を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から17年9月1日まで 申立期間の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書に記載されて いる給与支給額と相違しており、高い厚生年金保険料が控除されているの で、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 15年9月から同年 12月までの期間及び 16年4月から同年9月までの期間は、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を誤って控除し たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該 標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年1月から同年3月までの期間及び同年 10 月から 17 年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細 書及び事業主から提出された給料台帳により確認できる報酬月額又は厚生年 金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれかが、オンライン 記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象 に当たらないため、あっせんは行わない。

## 秋田国民年金 事案 815

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から56年3月までの期間及び58年4月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から56年3月まで

② 昭和58年4月から60年12月まで

私は、昭和 42 年 10 月 26 日から平成 2 年 6 月 1 日までの期間において、 国民健康保険組合に加入し、国民健康保険料及び国民年金保険料を未納無 く納付していた。

一時期、国民年金保険料の納付が滞ったことがあり、自宅を訪れた国民年金推進員から、未納分の保険料を遡って納付することができると言われたので、一括納付した。それ以後、保険料の納付が遅延すると、国民年金推進員が徴収に来て、その都度納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 42 年 10 月に会社を退職した後すぐ、自営業を営むため、A事業所を通して国民健康保険組合の加入手続を行い、同事業所の事務員に国民年金の加入手続も行ってもらった。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 56 年 10 月 14 日 (実際の加入手続は、申立人の前後に手帳記号番号が払い出された者の資格取得日から、同年 12 月 2 日頃と推認)であり、44 年 8 月 1 日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、当該加入手続を行った時点で、申立期間①のうち、44 年 8 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、時効により納付することはできなかった。

なお、現在のオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和42年10月26日とされているが、これは、62年10月6日付けで、社会保険事務所(当時)において資格取得日を訂正処理したことによるものであり、当該訂正処理が行われるまでは、申立期間①のうち、42年10月から44年7月までの期間については、国民年金に未加入の期間であった。

また、申立人が、昭和 42 年 10 月頃にA事業所の事務員に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金に加入したのであれば、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、同事業所では、「当時、依頼されて国民年金の加入手続を行っていたかどうかについては確認できない。」と回答しているなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和54年10月から56年3月までの期間については、加入手続を行った時点(56年12月2日頃と推認)で過年度保険料として納付が可能であったものの、現金納付者名簿を確認したが、申立人の妻については、54年7月から55年3月までの保険料を56年9月10日に、55年4月から56年3月までの保険料を56年12月22日に、それぞれ過年度納付していることが確認できるが、申立人については納付記録が無い。

2 申立期間②について、申立人は、「国民年金保険料の納付が遅延すると、 国民年金推進員が徴収に来て、その都度納付していた。」と主張している。 しかしながら、申立期間②については、申立人の妻についても、昭和 58 年4月から 60 年3月までの期間及び 60 年7月から同年9月までの期間は 未納である上、60 年4月から同年6月までの期間(納付日は不明)及び 60 年10月から同年12月までの期間(納付日は63 年1月 28 日)について は過年度納付していることが確認できるなど、申立期間②の保険料を国民 年金推進員に納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「自宅を訪れた国民年金推進員に、未納分の保険料を 遡って納付することができると言われ、一括で納付した。」と述べている ところ、現金納付者名簿によると、申立人及びその妻は、昭和 57 年 12 月 から 58 年 3 月までの保険料を、58 年 8 月 12 日に過年度納付していること が確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 1148

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 29 年まで

私は、昭和 26 年から、A株式会社B工場の下請けであるC株式会社に 勤務していた。

しかし、所持しているA株式会社B工場の在籍者名簿の中に自分の名前があり、C株式会社に勤務をしていたにもかかわらず、A株式会社B工場に在籍していたことになっており、厚生年金保険料が給与から二重に控除されていた可能性があるので、申立期間について調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社B工場D課E係在籍者名簿(以下「在籍者名簿」という。)には、申立人を含む 61 人の氏名、住所、電話番号及び在籍期間が記載され、申立人の在籍期間は、昭和 26 年から 29 年までと記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の在籍者名簿に記載された 61 人について、オンライン記録から厚生年金保険の加入記録を確認したところ、i) A株式会社B工場において加入している者が 14 人、ii) C株式会社において加入している者が、申立人を含め 34 人、iii) A株式会社B工場及びC株式会社において加入している者が6人、iv) 厚生年金保険の加入記録が無い者が7人であることが確認できる。

また、これらの在籍者名簿に記載された者から聴取した結果、i) オンライン記録からA株式会社B工場における厚生年金保険の加入が確認できる者は、「同社同工場に勤務していた。」と述べ、ii) C株式会社における厚生年金保険の加入が確認できる者は、「同社に勤務し、同社から給与が支給されていた。」と述べ、iii) A株式会社B工場及びC株式会社における厚生年

金保険の加入が確認できる者は、「一方の会社を退社してから、他方の会社 に入社した。」と述べており、申立人から提出された在籍者名簿は、A株式 会社B工場の従業員名簿ではないことがうかがえる。

さらに、C株式会社において厚生年金保険の加入記録がある複数の者は、「申立人とC株式会社で一緒に働いた。」と証言している上、申立人が記憶する幼なじみの同僚についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と連番で厚生年金保険被保険者記号番号が払い出され、申立人と同日の昭和28年10月15日に資格を取得していることが確認できる。このほか、申立期間について、申立人がA株式会社B工場から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。